

# 武蔵村山市青少年健全育成基本方針

【令和3年度～令和7年度】



令和3年3月

武蔵村山市青少年問題協議会



# 趣 旨

次代を担う青少年が一人の人間として、権利や自由が尊重され、よりよい環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民全ての願いです。

しかし、今日の青少年をとりまく環境を見ると、少子高齢化や核家族化の進行等による家庭における教育力の低下や地域コミュニティの希薄化、社会体験や自然体験の機会の減少、子どもの貧困、児童虐待、危険ドラッグをはじめとする薬物の氾濫など、様々な社会問題が深刻化しており、青少年が心豊かに成長するための良好な環境が失われつつあります。

一方、高度情報化社会にあって、スマートフォンやパソコン等の情報伝達機器の発達、普及により、青少年を取り巻くインターネット利用環境が日々変化する中で、SNS等の利用によるトラブルに巻き込まれ、その結果として、青少年が犯罪の被害者や加害者となる痛ましい事件が数多く発生しています。

このような状況の中で、青少年が心身ともに健康で人間性豊かに育つためには、家庭、学校、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、機能を十分に発揮しながら相互の連携及び協力に努め、この課題に取り組むことが必要です。

そのため、武蔵村山市では、“人と人との絆を深め心豊かで健やかな子どもの成長を目指して”を基本目標に「武蔵村山市青少年健全育成基本方針」を策定するものです。

## 2 基本目標

人と人との絆を深め

心豊かで健やかな子どもの成長を目指して

## 3 実施の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年の期間とします。

## 4 対象年齢

この方針でいう「青少年」とは、子どもから大人への発達の過程にある者とし、乳幼児から18歳未満の者までを中心に捉えています。



## 5 重点項目

### (1) 家庭における青少年の健全育成

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する

### (2) 学校における青少年の健全育成

- ① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる
- ② 学校の中で、より良い人間関係を育てる
- ③ 学校は、地域社会と連携しながら子どもを育てる

### (3) 地域社会における青少年の健全育成

- ① 地域行事に子どもたちが参加しやすい環境をつくる
- ② 地域社会で、子どもたちが安心して過ごせる環境をつくる
- ③ 地域社会の教育力を高めていく

### (4) 行政における青少年の健全育成

- ① 家庭教育に関する啓発活動をする
- ② 学校や関係団体との連携を図り青少年問題に対応する
- ③ 家庭、学校、地域社会が連携を図るための橋渡しをする

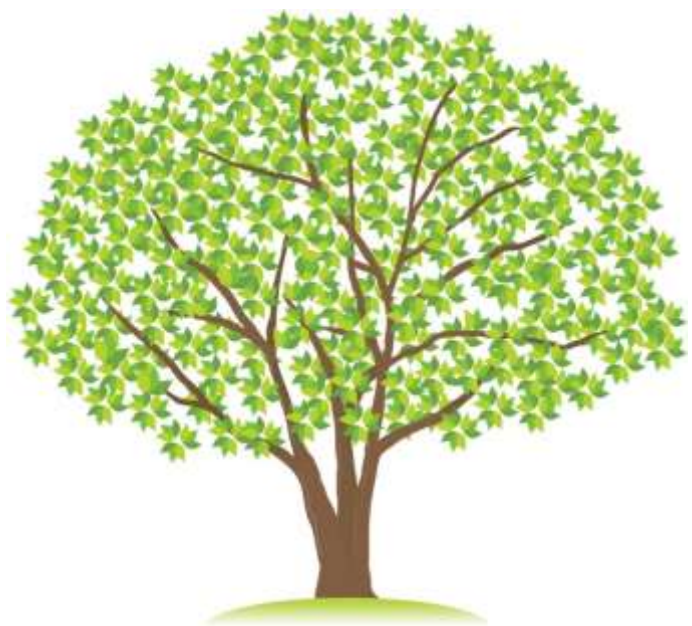


## ○ 施策の方向

施策の方向として、武蔵村山市は、青少年の健全育成のためには、『絆』が大切であると考えています。青少年が、家族とのつながり、友達とのつながり、学校や地域社会とのつながりを感じ、人と人との絆の中で、自分を取り巻く社会や環境と関わり強く生きていくことが重要であるからです。

青少年の健全育成を効果的に進めていくためには、家庭、学校、地域社会及び行政がもつ機能をそれぞれが十分に発揮すると同時に、全てが有機的に連携することが必要です。

武蔵村山市は、家庭、学校、地域社会に対し、必要な支援を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。また、家庭、学校、地域社会及び行政の連携強化に向けた施策を推進します。



## ○ 家庭における青少年の健全育成

(家族の絆をつなぐ家庭づくり)

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころです。子どもたちにとって家庭は、地域社会の一員となる最初の間となります。家庭において、このような働きが十分に発揮されるためには、家族みんなの心がつながる明るい家庭づくりを進めることが大切です。

また、乳幼児にとっては、家族との関わりが心の発育に大きな影響を与えることから、乳幼児と家族との関わりを地域や行政で支えていくことが健全育成の土台となります。

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
  - 家族みんなで共有できる時間をつくる
  - 家族との団らんを大切にし、話し合う時間をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
  - 挨拶や「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣を確立する
  - 物事の善悪や社会のルールを教える
  - 家族みんなでパソコン、スマートフォン、ゲーム機器等の適正な使い方のルールを決める
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する
  - 家族でPTA行事や地域行事に積極的に参加する
  - 子どものことで悩みがある場合は、悩まず地域住民などに相談する





## ○ 学校における青少年の健全育成

(学校活動を通して人との絆をつくる教育づくり)

学校では、団体の中での人間関係を育てることを中心に不登校やいじめ、ニート、ひきこもりなど、複雑な現代社会の問題にたくましく対応し、男女共同参画社会等、多様な地域社会について理解できる青少年の育成を図ります。このため、子どもたちの豊かな心を育むための「心の教育」を進め、家庭、地域とともに連携し、生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

### ① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる

- 学校活動の中で、生命尊重、人権尊重教育、人間の生き方などを教える
- 学校活動の中で、自分で考えて行動したり、困難な出来事を乗り越える力を育てる
- 自然体験や社会体験を通して、自然保護やボランティア活動に関する意識を育てる

### ② 学校の中で、より良い人間関係を育てる

- 集団行動の大切さや集団の中でのルールや決まりを教える
- 道徳の時間などを通して、相手を思いやる気持ちを育てる

### ③ 学校は、地域社会と連携しながら子どもを育てる

- 地域学習などを通して、武蔵村山市のことを知る
- 体験活動や異年齢との交流などを通して、社会のルールや職業について学び、将来の夢を考えさせる
- 防災訓練などを通して、防災に関する知識及び技術を身につけることにより、集団や地域の一員としての防災意識を育てる
- 学校を地域に開き、地域住民が学校と関わりやすい環境を整える

## ○ 地域社会における青少年の健全育成

(青少年との絆のある地域づくり)

地域社会は、家庭、学校とともに青少年が社会の一員としての自覚を高め、自立心を育成していく場として、大切な役割を果たしています。

このため、地域では、各種の行事や活動の活性化を図り、青少年が自主的に社会参加活動に加わることができるよう、地域ぐるみの育成環境を形成していく必要があります。

また、地域の人びとが、他人の子にも目を向けるなど、全ての青少年に対し、平等に接し、褒めたり、叱ったり、ひと声かけるなど、心豊かな関わりがもてるよう、地域活動を活性化させることが求められています。

さらに、青少年の非行を防止するため、青少年を取り巻く有害環境について、地域の人びとが一体となって、環境浄化活動を実施したり、夜間パトロールを実施したりすることが望まれます。

### ① 地域行事に子どもたちが参加しやすい環境をつくる

- お祭り、地域運動会、地域ボランティア活動などの行事に、子どもたちが積極的に参加できるようにする
- 子どもたちが地域の活動団体の一員になったり、その活動に参加できるようにする

### ② 地域社会で、子どもたちが安心して過ごせる環境をつくる

- 子どもたちに悪影響を与えるものを排除していく
- 地域の子どもたちを見守る活動を行う

### ③ 地域社会の教育力を高めていく

- 地域で大人からの挨拶や声かけ運動を推進する
- 自分の子だけでなく、地域の子どもに対しても、良いことは褒め、悪いことは叱る



## ○ 行政における青少年の健全育成

(家庭、学校、地域をつなぐ絆づくり)

青少年の健全育成を効果的に進めるためには、家庭、学校及び地域社会がもつ機能をそれぞれが十分に発揮することが必要です。そのためには、行政は、家庭、学校及び地域社会に対し、必要な支援を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。

また、家庭、学校及び地域社会が有機的な連携のもとに活動できるよう、連携強化に向けた計画的な行政施策を推進します。

### ① 家庭教育に関する啓発活動をする

- 子育てのための家庭教育講座を実施する
- 子育てのための情報を広く発信する
- 子ども相談事業の普及啓発を図る

### ② 学校や関係団体との連携を図り青少年問題に対応する

- 学校や関係団体と青少年問題を共有し、その対応に当たる
- 教育環境の充実のために、施設の整備を支援する

### ③ 家庭、学校、地域社会が連携を図るための橋渡しをする

- 学校、各種団体や地域団体と関係各機関が連携できるようコーディネートする
- 関係機関と連携し、青少年問題に関係する各種団体や青少年指導者を育成する
- 文化活動、スポーツ、レクリエーション活動を企画推進する

# 武蔵村山市青少年健全育成機関

## 武蔵村山市青少年問題協議会

- 青少年に関する総合的施策の審議
- 青少年健全育成に係る関係機関相互の連絡調整
- 【事務局】 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

## 武蔵村山市青少年対策地区連絡会

- 青少年対策各地区委員会の活動に関する円滑な運営と連絡調整
- 武蔵村山市青少年問題協議会で審議、決定された基本方針をもとに活動
- 地区委員会の具体的活動
  - ・ 社会環境の浄化活動
  - ・ 非行防止活動
  - ・ 青少年の健全育成
- 【事務局】 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

## 武蔵村山市青少年補導連絡会

- 青少年の不良化の防止・青少年をめぐる社会環境の浄化活動
- 連絡会の具体的活動
  - ・ 街頭補導活動
  - ・ 各地区内の青少年の不良化の傾向に関する情報の交換
  - ・ 危険箇所の点検
  - ・ 青少年不良化防止策の協議
  - ・ その他青少年の健全育成に必要な事項
- 【事務局】 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課



武蔵村山市青少年健全育成基本方針（令和３年度～令和７年度）

令和３年３月発行

発行・印刷 武蔵村山市青少年問題協議会  
事務局 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課  
〒２０８－８５０１  
東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１  
電話 ０４２－５６５－１１１１